

報道発表資料の配付日時 3月22日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	後志総合振興局管内4河川の河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止について(珊内川、古宇川、野東川、尻別川)																																																																			
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)			発表者																																																																
				発表場所																																																																
概要	<input type="checkbox"/> 規制の内容 後志総合振興局管内の下記の4河川の河口付近において、サケ・マスの繁殖保護を図るため、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、下記の区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止することとしました。 ※(補足)マス:サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村</th> <th rowspan="3">河川名</th> <th colspan="4">河口沿岸</th> <th colspan="4">禁止期間</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">左海岸</th> <th rowspan="2">右海岸</th> <th colspan="2">沖合方位(真方位)</th> <th colspan="2">沖合距離</th> <th rowspan="2">海区委員会指示</th> <th rowspan="2">漁業調整規則</th> </tr> <tr> <th>左方</th> <th>右方</th> <th>左方</th> <th>右方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神恵内村</td> <td>珊内川</td> <td>300m</td> <td>(300m)</td> <td>243°</td> <td>243°</td> <td>300m</td> <td>300m</td> <td>4/1~8/31</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>古宇川</td> <td>(300m)</td> <td>(300m)</td> <td>225°</td> <td>225°</td> <td>300m</td> <td>300m</td> <td>4/1~4/30</td> <td>5/1~8/31</td> </tr> <tr> <td>岩内町</td> <td>野東川</td> <td>(300m)</td> <td>(700m)</td> <td>345°</td> <td>5°</td> <td>600m</td> <td>600m</td> <td>4/1~8/19</td> <td>8/20~11/30</td> </tr> <tr> <td>蘭越町</td> <td>尻別川</td> <td>(1000m)</td> <td>(1000m)</td> <td>299.3°</td> <td>300°</td> <td>1000m</td> <td>1000m</td> <td>4/1~4/30</td> <td>5/1~11/30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※距離のうち( )内の数字は一応の目安                  ※下線部は今回新たに設定された内容</p>								市町村	河川名	河口沿岸				禁止期間				左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)		沖合距離		海区委員会指示	漁業調整規則	左方	右方	左方	右方	神恵内村	珊内川	300m	(300m)	243°	243°	300m	300m	4/1~8/31	—	古宇川	(300m)	(300m)	225°	225°	300m	300m	4/1~4/30	5/1~8/31	岩内町	野東川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1~8/19	8/20~11/30	蘭越町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1~4/30
市町村	河川名	河口沿岸				禁止期間																																																														
		左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)		沖合距離		海区委員会指示			漁業調整規則																																																									
				左方	右方	左方	右方																																																													
神恵内村	珊内川	300m	(300m)	243°	243°	300m	300m	4/1~8/31	—																																																											
	古宇川	(300m)	(300m)	225°	225°	300m	300m	4/1~4/30	5/1~8/31																																																											
岩内町	野東川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1~8/19	8/20~11/30																																																											
蘭越町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1~4/30	5/1~11/30																																																											
参考	<input type="checkbox"/> 概要 親魚を安定的に確保し、将来にわたってサクラマス資源の維持・増大を図るため、河口規制の見直しを行うこととしました。 大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。 漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。																																																																			
添付資料	区域周辺に周知看板「釣り人の皆さんへ(ご注意願います!)」を設置するとともに、リーフレット「河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について」を作成し、遊漁団体、釣具店、関係取締機関等に配布する予定です。																																																																			

報道(取材)に当たってのお願い	広く周知を図りたいため、積極的な報道をお願いします。							
他のクラブとの関係	(同時配付) (場所) 後志総合振興局記者クラブ、水産記者クラブ 同時レク							

担当(連絡先)	石狩後志海区漁業調整委員会事務局(担当者:岩田) TEL ダイヤルイン 0136-23-1395 内線 6-350-2670							
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

# 釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

■ 珊内川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

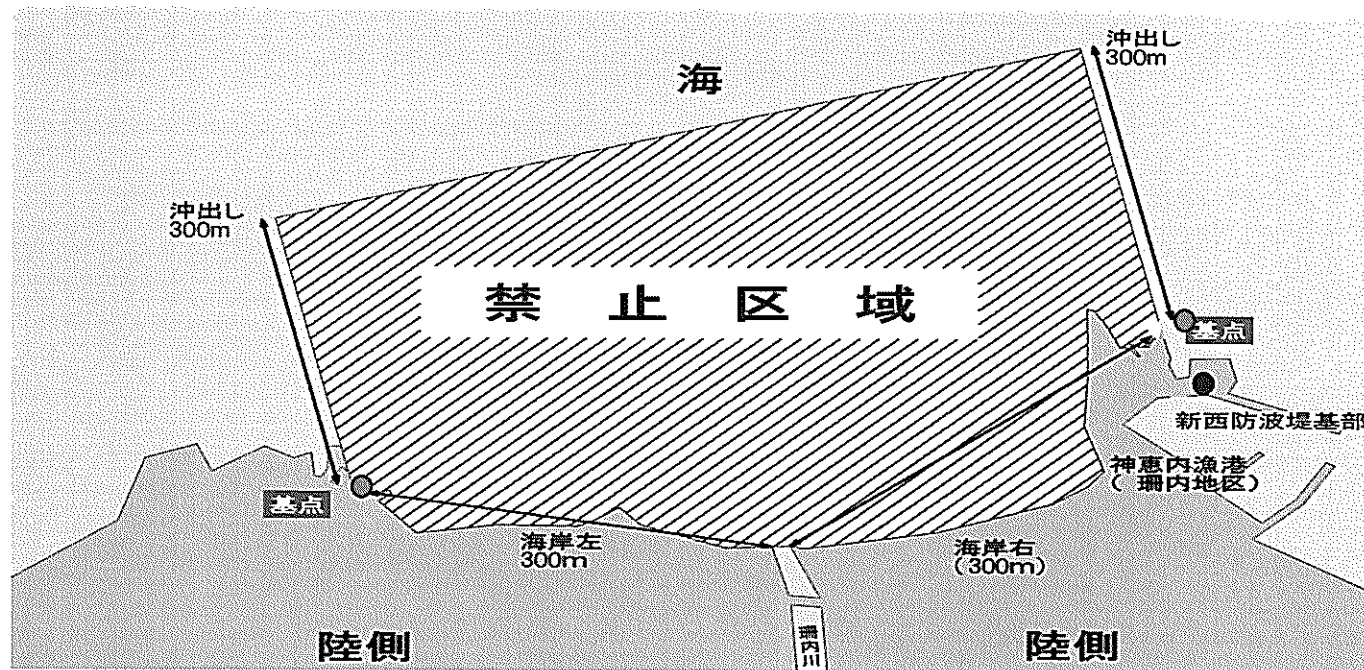
※令和4年4月1日から禁止期間及び禁止区域が設定されました。

※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

■ 大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間 4月1日から8月31日まで

2 禁止区域



# 釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

- 古宇川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、北海道漁業調整規則による禁止に加え、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

※令和4年4月1日から禁止期間が変更となりました。

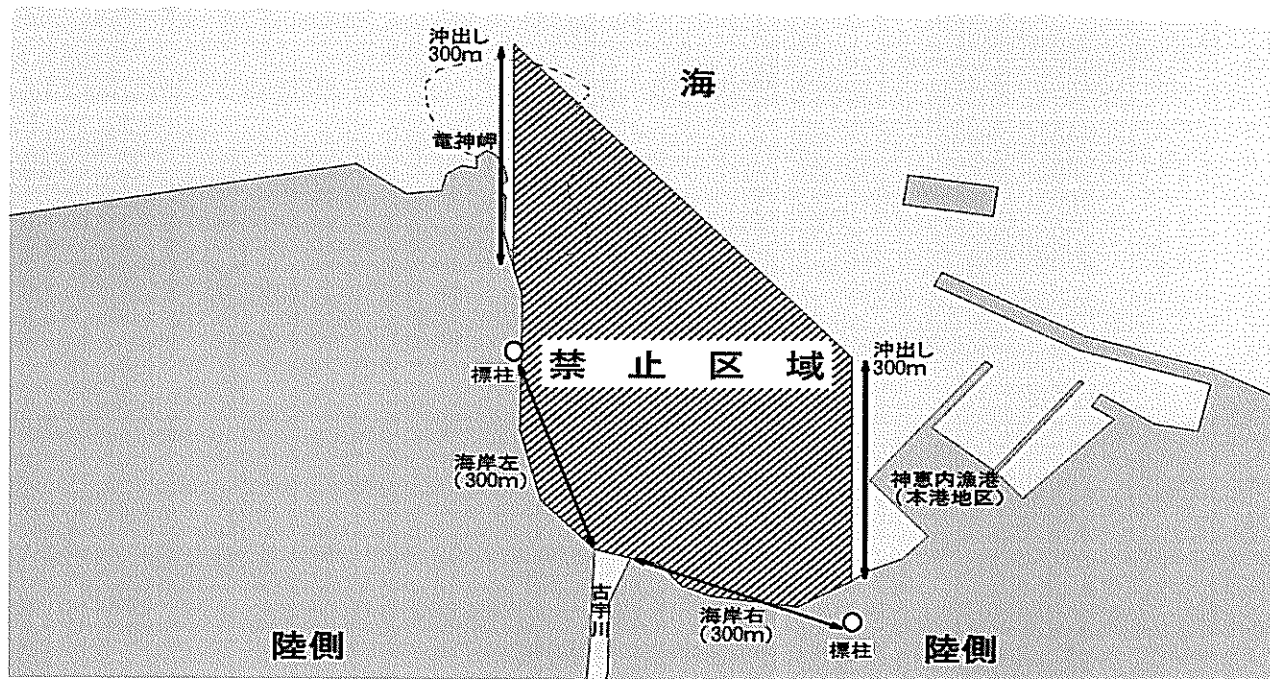
※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

- 大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間 4月1日から8月31日まで

2 禁止区域

北海道漁業調整規則に定める河口禁止区域は、5月1日から8月31日までの間、適用されます。



# 釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

- 野東川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、北海道漁業調整規則による禁止に加え、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

※令和4年4月1日から禁止期間が変更となりました。

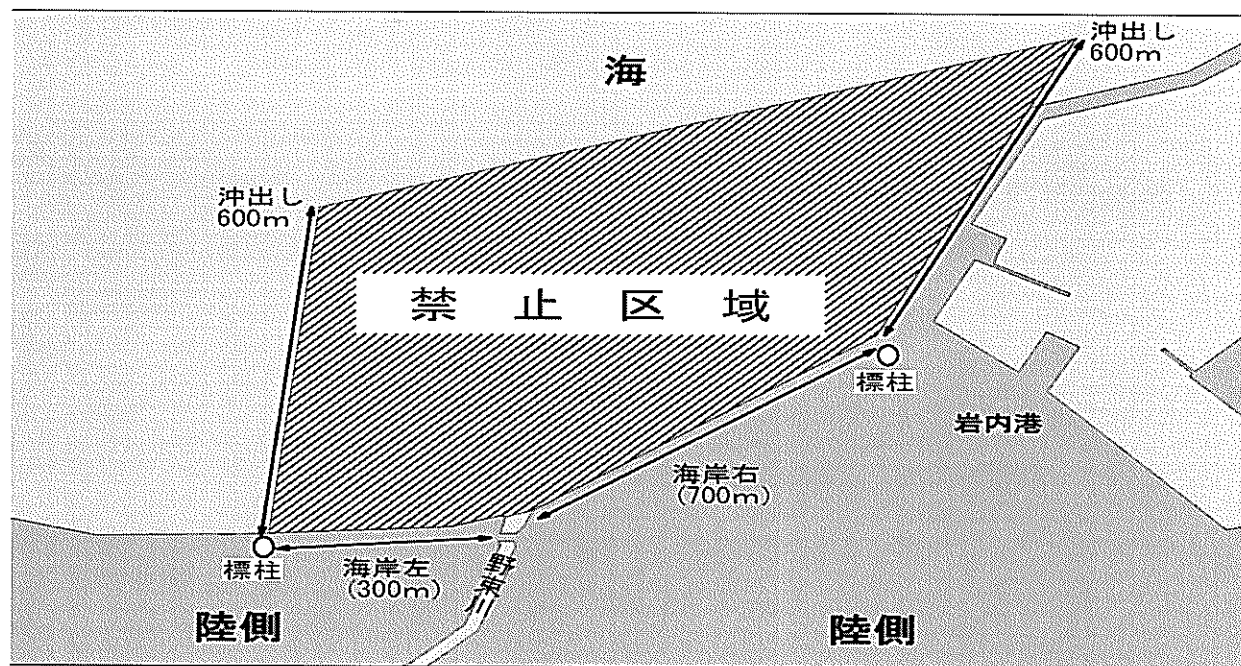
※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

- 大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間 4月1日から11月30日まで

2 禁止区域

北海道漁業調整規則に定める河口禁止区域は、8月20日から11月30日までの間、適用されます。



# 釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

- 尻別川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、北海道漁業調整規則による禁止に加え、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

※令和4年4月1日から禁止期間が変更となりました。

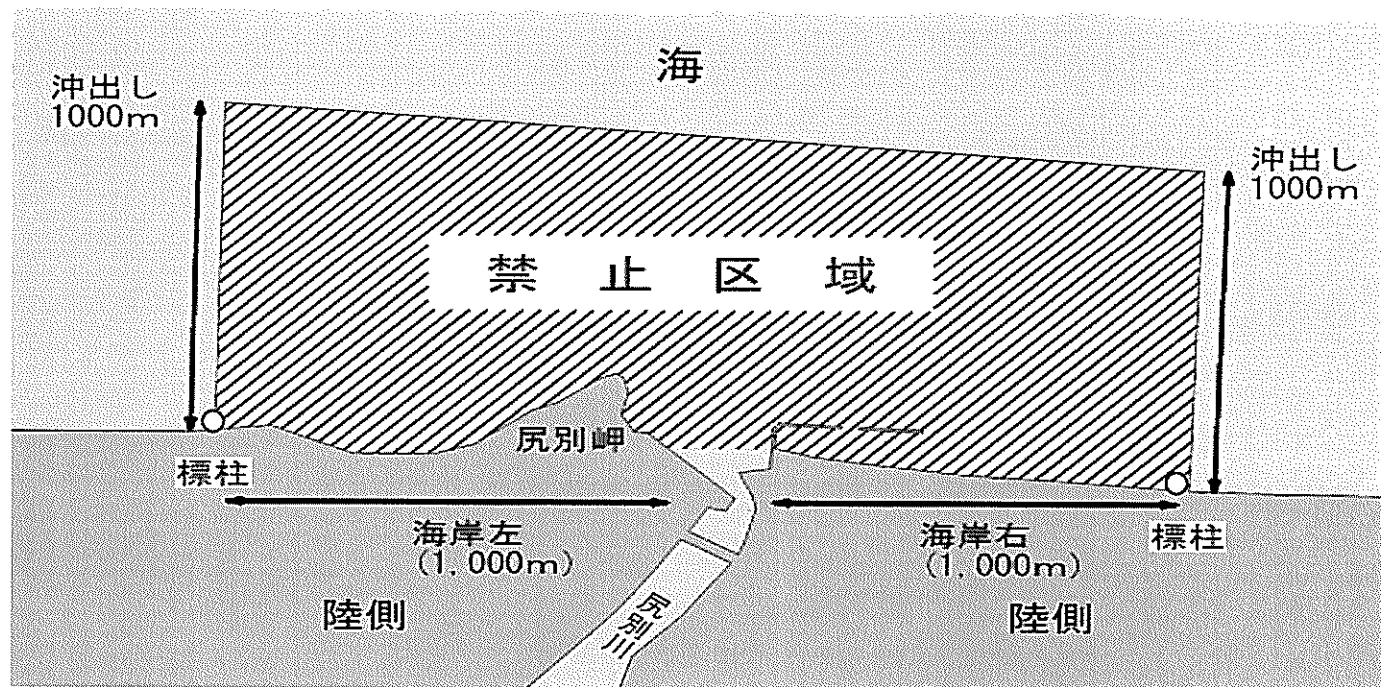
※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

- 大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間 4月1日から11月30日まで

2 禁止区域

北海道漁業調整規則に定める河口禁止区域は、5月1日から11月30日までの間、適用されません。



# 河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

後志管内の下記の4河川の河口付近において、サケ・マスの繁殖保護を図るため、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、下記の区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止することとしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。  
 漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

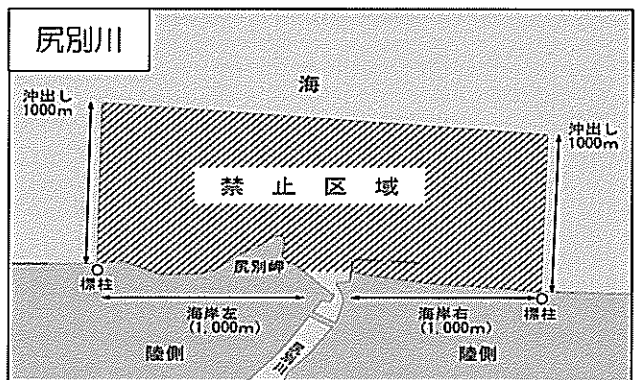
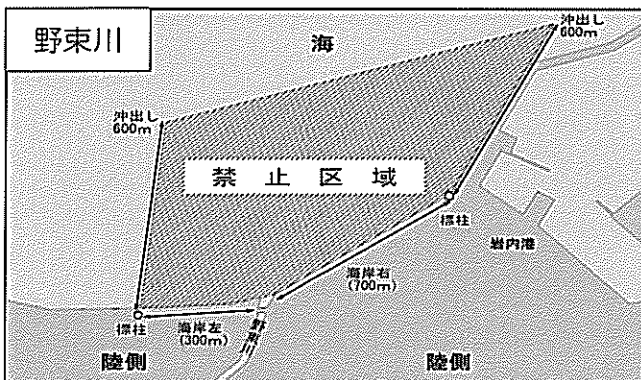
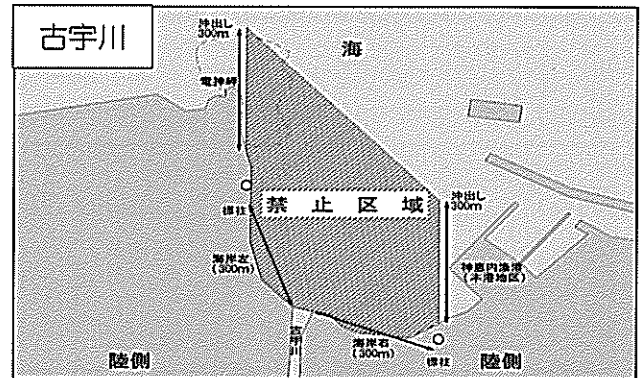
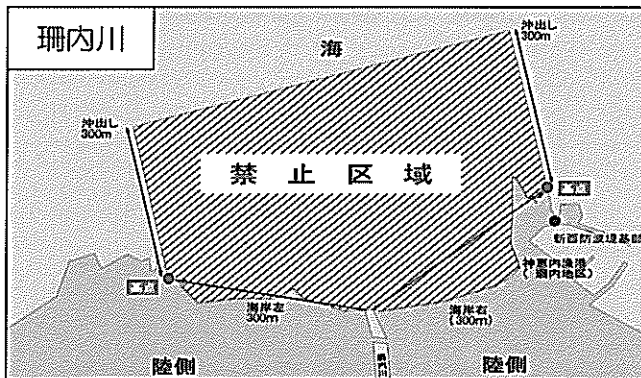
※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

## ○ 禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間	
		左海岸	右海岸	沖合方位（真方位）		沖合距離		海区委員会指示	漁業調整規則
				左方	右方	左方	右方		
神恵内村	珊内川	300m	(300m)	243°	243°	300m	300m	4/1～8/31	—
	古宇川	(300m)	(300m)	225°	225°	300m	300m	4/1～4/30	5/ 1～ 8/31
岩内町	野東川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1～8/19	8/20～11/30
蘭越町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1～4/30	5/ 1～11/30

※距離のうち（ ）内の数字は一応の目安

※赤字は今回新たに設定された内容



### <連絡先>

石狩後志海区漁業調整委員会  
 後志総合振興局産業振興部水産課  
 住所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
 電話 0136-23-1395 (海区)  
 0136-23-1394 (水産課)